

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「室蘭開発建設部管内 自家用電気工作物保守点検の民間競争入札」に係る契約者の決定について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」に基づく民間競争入札を行った「室蘭開発建設部管内 自家用電気工作物保守点検」（以下、「本業務」という。）については、下記のとおり契約者を決定しました。

1. 契約の相手方の名称及び住所

電通設備株式会社

代表取締役社長 中林 道敏

北海道札幌市中央区南14条西11丁目1番8号

2. 契約金額

67,000,000 円（税抜）

3. 実施期間

令和8年4月1日～令和8年4月11日

ただし、令和8年度の本予算が成立したときは、令和9年3月31日までとする。

4. 業務内容

契約者が行う本業務は、北海道開発局自家用電気工作物保安規程に基づき室蘭開発建設部管内の自家用電気工作物ほかの保守点検（電源設備、トンネル照明設備、ロードヒーティング等の保守点検及び清掃等一式）を行う業務である。

5. 業務の実施に当たり達成すべき質に関する事項

「室蘭開発建設部管内 自家用電気工作物保守点検民間競争入札実施要項（以下、「本実施要項」という。）」における記載のとおり。

6. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項

本実施要項における記載のとおり。

7. 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の

賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本実施要項における記載のとおり。

8. 契約者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

本業務の実施に当たっては、参加資格要件で求めた条件を満たす管理技術者を配置し、業務内容に応じた適切な体制としている。

実施方法については、本実施要項に基づき、適切に実施する。

9. 問い合わせ先

国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部 契約課調達スタッフ

電話 0143-25-7024